

令和 2 年 度

北海道内部統制評価報告書審査意見書

北海道 監 査 委 員

監 委 第 2 5 0 号

令和3年(2021年)8月30日

北海道知事 鈴木直道様

北海道監査委員 佐々木 俊 雄

北海道監査委員 稲 村 久 男

北海道監査委員 深 瀬 聡

北海道監査委員 佐 藤 敏

令和2年度(2020年度)北海道内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和2年度(2020年度)北海道内部統制評価報告書を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

# 令和2年度北海道内部統制評価報告書審査意見書

## 第1 審査の対象

令和2年度北海道内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

## 第2 審査の着眼点

知事が作成した評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備に関し重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、といった観点から審査を行った。

## 第3 審査の実施内容

評価報告書について、北海道監査委員監査基準に準拠するとともに、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、次のとおり審査を行った。

なお、審査に当たっては、内部統制評価部局から関係資料の提出を求めるとともに、説明の聴取を行ったほか、その他の監査等において得られた知見を活用した。

### 1 評価手続に係る審査

「適正な事務執行に向けた取組の推進及び評価に関する要綱」及び「内部統制制度事務マニュアル」のほか、提出を受けた関係資料により内部統制の評価手続を把握した上で、評価が手続に沿って適切に実施されているか審査を行った。

評価範囲に含まれるべき内部統制対象事務については、各評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握され、関係規程に基づき網羅的に評価が実施されていることなどを確認した。

### 2 評価結果に係る審査

#### (1) 全庁的な内部統制

各評価項目の関係規程を所管する部局における自己評価及び評価部局における独立的評価の結果が適切かどうか、提出を受けた評価調書等の関係資料により確認し審査を行った結果、全庁的な内部統制に不備は認められなかった。

#### (2) 業務レベルの内部統制

全所属における評価で把握された、整備上の不備20件及び運用上の不備70件（うち重大な不備に該当するもの2件）の評価結果が適切かどうか、提出を受けた内部統制シート等の関係資料と定期監査の結果等を相互に照合確認するなどの審査を行った結果、監査結果等との齟齬は認められなかったほか、いずれの不備も改善又は是正のための措置が講じられていた。

### (3) 重大な不備の判断

評価における重大な不備の判断が適切に行われているか、次の事態に当たるかどうかの観点で審査を行った。

- ア 道行政や住民に対して大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いもの若しくは実際に生じさせたもの
- イ アのほか、定期監査及び随時監査において指摘事項としたもの並びに行政監査において把握したもののうち、違法な事態や経済性、効率性、有効性を欠く事態が重大と認められるもの

評価報告書では、次の事案が運用上の重大な不備とされている。

- ① 収納現金の亡失
- ② 個人情報が入った文書の誤送付

また、内部統制制度の導入前に発生した次の事案については、重大な不備に準じるものとして記載されている。

- ③ 予定価格の不適切な管理

これらの案件については、上記に掲げる審査の観点から重大な不備に該当するもの（準じる扱いを含む。）と認められるとともに、他に重大な不備に該当する事案はないことを確認した。

## 第4 審査の結果

評価報告書について、前記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。